



Japan Chain Stores Association

日本チェーンストア協会

TORANOMON-NN-BUILD-11F,1-21-17 TORANOMON,MINATO-KU,TOKYO,105-0001 JAPAN.

PHONE:(03)5251-4600 FAX:(03)5251-4601

## 平成29年度税制改正要望について

当協会では、平成29年度の税制改正にあたり別紙の通りの要望事項について9月16日開催の常任理事会において取りまとめ、昨日、関係先に提出いたしましたので、お知らせいたします。

平成28年9月21日  
日本チェーンストア協会  
広報部  
TEL:03-5251-4600  
FAX:03-5251-4601

# 平成 29 年度税制改正要望の重点事項

平成 28 年 9 月 16 日

日本チェーンストア協会

## 1. 消費税の複数税率制度の導入反対と「総額表示方式」の義務付けの廃止

消費税率の 10%への引き上げ及び複数税率制度の導入の時期を平成 31 年 10 月とする方針が示されたが、複数税率制度は「社会保障制度の充実」にあてるとされた消費税率引き上げの本旨を損なうおそれがある一方、かえって高所得者が厚い恩恵に預かることになる、軽減対象となる品目の公平・公正な選定を行うことがきわめて困難である、事業者の過重な負担が避けられない等々、合理的な政策とは評価しがたい。消費税率 10%の段階では単一税率を維持していただくとともに、低所得者対策については、税率 10%を超えた段階で改めて冷静に議論していただきたい。

また、総額表示義務の特例としての税抜価格表示が認められているが、価格表示のあり方については「法律で一律に課すべきではなく、事業者と消費者、事業者と事業者との関係において事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である」と主張してきた。さらに、個人消費が伸び悩む中で、総額表示が価格設定の自由を制約し価格のデフレ化の一因とも考えられるため、総額表示方式の義務付けを恒久的に廃止していただきたい。

## 2. 所得税の非課税限度額（103 万円）の引き上げと配偶者控除制度の慎重な見直し

チェーンストア業は、地域に根ざした事業展開と多様な就労形態の確保を通じて地域社会の経済と雇用に貢献している。特にチェーンストア業においては、主婦層を中心とするパート労働者が主力であるが、現行の非課税限度額（103 万円）のもとでは、最近の時給単価の上昇も相まって就労調整をせざるを得ない状況がより強くなっており、良好な雇用関係の障害となっている。意欲あるパート労働者の就労機会の確保、個人消費の活性化の観点から、控除制度の見直し等とあわせて非課税限度額を 200 万円まで引き上げていただきたい。

一方、配偶者控除の廃止及び「夫婦世帯を対象とする控除の創設」については、「103 万円の壁」を解消し、働き方に中立な制度をめざそうとする趣旨であると一定の理解と評価が可能であるが、配偶者本人の非課税限度額や社会保険適用拡大に伴う収入要件が存在することによって、夫婦世帯控除案を含む配偶者控除の見直しが就労拡大に直結するかは

不確実であるため、各制度を全体的に捉えた検討をしていただきたい。また、制度変更が家庭の可処分所得減少を招き、消費に悪影響がないよう慎重に検討していただきたい。

### **3. 雇用創出や地域活性化に配慮した法人税改革（給与・雇用への課税強化への反対）**

今後の法人税改革に際しては、国内の雇用創出と地域経済の活性化等に貢献する小売業等の事業活動の活力が損なわれることのないように税負担の現状を是正していただくとともに、少なくとも法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の拡充のような給与や雇用に対する課税強化は避けていただきたい。

### **4. 印紙税の廃止**

印紙税制度を残す国は少なく、未だに制度を存置している国においても不動産取引等の高額取引等が課税対象となっている一方、請負契約や領収書等の文書類にまで課税はしていないと聞くが、現に課税文書であるか否かの判定は煩雑であり事務負担が重くなっている。

また、カード決済や電子マネー等による商取引が急速に拡大し決済手段も多様化する中、ネット販売と店舗販売において同一商品であっても支払方法によって課税の有無が異なるという明らかな不公正が発生しているうえ、領収書等（17号文書）への課税については、依然として消費税との二重課税になっている。印紙税については不合理な面が多いため、早急に廃止していただきたい。

# 平成 29 年度税制改正要望

平成 28 年 9 月 16 日  
日本チェーンストア協会

## 【国 税】

### 1. 消 費 税

#### (1) 複数税率制度の導入反対

消費税率の 10%への引き上げ及び複数税率制度の導入の時期を平成 31 年 10 月とする方針が示された。予てから、複数税率制度は「社会保障制度の充実」にあてるとされた消費税率引き上げの本旨を損なうおそれがある一方、かえって高所得者が厚い恩恵に預かることになる、軽減対象となる品目の公平・公正な選定を行うことがきわめて困難である、事業者の過重な負担が避けられない等々、合理的な政策とは評価しがたいため導入に反対してきた。消費者・事業者双方にとって複雑で、公平・公正な制度にはならず政策手段として妥当性を欠くものであるため、改めて複数税率制度導入の方針を撤回し、消費税率 10%の段階では単一税率を維持していただくとともに、低所得者対策については、税率 10%を超えた段階で改めて冷静に議論していただきたい。

#### (2) 「総額表示方式」の義務付けの廃止

消費税転嫁対策特別措置法第 10 条において特例としての税抜価格表示が認められた。予てから、価格表示のあり方については「法律で一律に課すべきではなく、事業者と消費者、事業者と事業者との関係において事業者自らが適切な方法を選択すべき問題である」と主張し、商品本体の価格を適切に消費者に伝えるとともに、消費税の「見える化」を可能とする必要がある旨を訴えてきた。さらに、個人消費が依然として伸び悩む中で、総額表示が価格設定の自由を制約し価格のデフレ化の一因ともなっている。今般の特例措置については軽減税率制度導入延期に伴う適用期限の延長に留めることなく恒久化し、総額表示方式の義務付けを廃止していただきたい。

#### (3) 仕入税額控除の計算の見直し

平成 24 年 4 月から課税売上割合 95%以上の場合の全額仕入税額控除が廃止されたが、チェーンストア業における個別対応方式による仕入税額控除の計算は複雑で事務負担が重いうえ、店舗で発生する少額の非課税売上の影響で店舗経費にかかる仮払消費税が控除対象外消

費税として処理されてしまうことから事務処理と費用の負担は過大である。課税の適正化に配慮しつつ、改めて仕入税額控除の計算方法に関するルールを見直していただきたい。

## 2. 所得税

### (1) 就労機会確保のための非課税限度額（103万円）の引き上げ

チェーンストア業は、地域に根ざした事業展開と多様な就労形態の確保を通じて地域社会の経済と雇用に貢献している。特にチェーンストア業においては、主婦層を中心とするパート労働者を「企業経営を支える大切なパートナー」と位置付けて、多様な就労を選択できるように柔軟な就業時間と休日制度、幅広い雇用期間等の確保に努めている。しかしながら、現行の非課税限度額（103万円）のもとでは、最近の時給単価の上昇も相まって就労調整をせざるを得ない状況がより強くなっており、良好な雇用関係の障害となっている。したがって、意欲あるパート労働者の就労機会の確保、個人消費の活性化の観点から、控除制度の見直し等とあわせて非課税限度額を200万円まで引き上げていただきたい。

### (2) 制度全体を捉えた配偶者控除の見直し

女性の就業機会の拡大をめざして配偶者控除の廃止が検討されている。これまでに議論された中で、「夫婦世帯を対象とする控除の創設」については一定の理解と評価が可能であるが、働くことのできる時間的余裕等との関係で短時間労働等を選択している場合も多く、配偶者本人の非課税限度額や社会保険適用拡大に伴う収入要件が存在することによって、夫婦世帯控除案を含む配偶者控除の見直しが就労拡大に直結するかは不確実であるため、各制度を全体的に捉えた検討をしていただきたい。また、制度変更が家庭の可処分所得減少を招き、消費に悪影響がないよう慎重に検討していただきたい。

### (3) 定率減税の実施

政府の積極的な経済政策が持続的に実施される一方で、チェーンストアの店頭では消費者の価格に対する目線は厳しく、依然として生活防衛的な消費行動も見られる。かつて実施した定率減税は恒久的減税としてスタートしたにもかかわらず、縮小を経て平成18年12月をもって廃止されたが、今後の消費の見通しも踏まえて、国内経済を確実に成長軌道に乗せ、個人消費の拡大に資するためにも定率減税を復活させ、速やかに実施していただきたい。

## 3. 法人税

### (1) 雇用創出や地域活性化に配慮した法人税改革

小売業等の法人税負担率が他産業に比べて不当に高くなっているため、法人税改革に当たっては、国内の雇用創出と地域経済の活性化等にご貢献する小売業等の事業活動の活力が損なわれることのないように現状を是正していただくとともに、経済活性化の観点からは雇用の

安定と賃金の引上げが不可欠であるため、少なくとも法人事業税の外形標準課税（付加価値割）の拡充のような給与や雇用に対する課税強化は避けていただきたい。

## **（２）損金制度等の見直し**

### **①中小企業特例措置の復活**

平成 22 年度税制改正において資本金 5 億円以上の親法人の 100%子法人に対する特例措置の適用が廃止されたが、連結納税を採らない法人はグループ法人税制の適用によって中小子法人にとっては実質的な増税となるため、他の中小法人との不公平の是正、雇用や消費拡大への寄与の観点から、特例措置を復活していただきたい。

### **②欠損金の繰越期間、控除制度等の見直し**

税務上の欠損金が発生した場合、その欠損金を繰り越し、翌期以降の課税所得と相殺することができるが、現行の当該欠損金の繰越期間 10 年をさらに延長していただきたい。また、欠損金控除制限についても企業規模で勘案するのではなく、課税所得金額（例えば、一定の課税所得金額を超える場合のその超える部分に対して制限を適用する。）等の基準に改正していただきたい。

### **③貸倒引当金等の損金不算入の見直し**

貸倒引当金の損金不算入は平成 23 年度税制改正において唐突に決定されたが、業種により適用に差があり公平性を欠くため、すべての業種において損金算入を認めていただきたい。

また、退職給付引当金や賞与引当金の繰入費用についても、規則等により支給が規定されているものは負債性があるものと考えられ、損金算入を認めていただきたい。

### **④交際費・寄付金等の損金制度の見直し**

地域展開を図るチェーンストア業においては、交際費は周辺地域に対する地域振興や社会貢献活動等に不可欠な費用であるとともに営業費用としての一面もあるため、接待・飲食費以外の交際費も含めて損金算入限度額を大幅に引き上げていただきたい。

また、寄付金は、企業の社会的責任として果たすべき社会貢献活動の一つの行為であり、企業が積極的に参画できるよう指定寄付金の範囲及び損金算入限度額を拡大していただきたい。

### **⑤減損会計における減損損失の損金算入**

法人税法上、固定資産の評価損は原則として損金不算入とされ、特別の事由がある場合に限り例外的に損金算入が認められている。企業にとって減損会計における固定資産の減損損失は多額となる可能性があり、損金不算入とされていることは企業経営においてさらに負担が増加することとなるため、減損損失については即時損金算入できるよう見直していただきたい。

### **⑥電話加入権の損金算入**

電話加入権は、1回線当たりの金額が少額であるにもかかわらず非償却資産となっており、損金算入ができない。他の少額固定資産（取得価格10万円未満）が事業の用に供した事業年度に損金算入可能であることを考慮すれば、電話加入権が非償却資産であることは実態に即していないうえ、その時価の著しい低下により評価損が発生しているため、減価償却資産と

同様の取扱いに見直していただきたい。

### **(3) 減価償却制度の見直し**

#### **①耐用年数の短縮及び少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ**

消費者ニーズの多様化や商品のライフサイクルの短縮化等の環境変化に伴い、店舗用建物や床の張替えに係る耐用年数については実態に即したものとは言えず、投資や既存店の活性化の観点から耐用年数を短縮していただきたい。特に床・絨毯の張替え等の店舗改装・設備の変更を頻繁に行う場合もあり、床の張替えについては、絨毯等と同様に耐用年数を3年としていただきたい。

さらに、少額減価償却資産の損金算入限度額は、平成10年度税制改正において10万円未満に引き下げられたが、チェーンストア業においては少額資産が比較的多く存在することから改正前の20万円未満に引き上げていただきたい。

#### **②減価償却費の損金経理要件の全廃等**

減価償却に係る税制改正に合わせて、損金経理要件があるがゆえに会計処理も変更しているが、会計処理の国際化に伴い、税制改正を理由にした会計処理の変更は容認されなくなってきているため、損金経理要件を廃止していただきたい。

また、事業用定期借地権設定契約に基づく借地権上の建物の減価償却についても、会計上は契約残年数を耐用年数として減価償却しているため、同様に見直していただきたい。

### **(4) 雇用促進税制の要件見直し**

昨今の労働力の逼迫状況から人員の確保が困難な企業もあり、雇用促進税制のメリットを享受できない例が散見される。特にチェーンストア業においてはパート労働者が主力であるため、継続雇用者の給与を基本とする現行制度では適用が困難である。したがって、その要件について平均給与等支給額等でも適用できるように見直すとともに、赤字法人でも活用できるよう繰越欠損金への加算や社会保険料からの控除を可能にする方法についても検討していただきたい。

### **(5) 制度変更への対応、環境保全・生産性向上等に資する整備投資に対する優遇措置の創設**

大きな社会経済制度の変更について、例えば食品表示基準への対応、クレジットカードのセキュリティ強化等については、大きなシステム改変や新たな設備等の導入等を伴う場合がある。このような制度変更への対応に要するシステム改変や設備等の導入に係る投資額については、税額控除や一括損金算入を認める等の優遇措置を講じていただきたい。

また、チェーンストアの店舗においては、冷凍・冷蔵設備、空調設備等を中心に効率的なシステムの導入やオペレーションの見直し、代替フロンの切替え対策等に積極的に取り組んできたが、さらに対策を推進するためには設備投資に多大な費用が必要となり、企業において自発的に対策を実施していくことは決して容易なことではない。環境負荷低減推進設備等を取得した場合等にあっては一括損金算入や税額控除を認める等の優遇措置を講じていただきたい。

さらに、チェーンストア業においては、製配販における効率化を推進するとともに環境負

荷の低減等の観点から、次世代の電子商取引（EDI）として流通 BMS の普及推進、物流面においては通い箱（クレート）の規格統一と普及推進に取り組んでいる。さらに生産性や効率性を向上させ省資源等の付加価値を実現するためには全体で普及推進を図る必要があり、これらの流通標準の導入に対しても、税額控除や一括損金算入を認める等の優遇措置を追加していただきたい。

## 4. 印 紙 税

### （1）印紙税の廃止

印紙税制度を残す国は少なく、未だに制度を存置している国においても不動産取引等の高額取引等が課税対象となっている一方、請負契約や領収書等の文書類にまで課税はしていないと聞かすが、現に課税文書であるか否かの判定は煩雑であり事務負担が重くなっている。

また、カード決済や電子マネー等による商取引が急速に拡大し決済手段も多様化する中、文書による取引については依然として印紙税が課せられており、取引形態により課税の有無が生じる不合理が発生している。平成 26 年 4 月からその対象が 3 万円以上から 5 万円以上に緩和されたものの、領収書等（17 号文書）への課税については、ネット販売と店舗販売において同一商品であっても支払方法によって課税の有無が異なるという明らかな不公正が解消されておらず、依然として消費税との二重課税になっている。

印紙税については不合理な面が多く、早急に廃止していただきたい。

## 【地 方 税】

### 1. 事業所税

#### （1）事業所税の廃止

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてる目的で、地方税法で定められた都市に所在する事業所等に対して課税しているが、本税の目的とする都市環境の整備等の事業内容、費用対効果等については全く公表されておらず、納税事業者としてこの税のあり方に疑問を持たざるを得ない。

さらに、事業所税は、法人事業税や法人住民税との二重・三重の課税となっているのみならず、事業所床面積と従業員給与総額が課税標準とされているため、地域に店舗を構えて地域住民に多様な就労機会を提供しているチェーンストア業にとっては、過重な負担となっている。したがって、本税については速やかに廃止していただきたい。

### 2. 法人事業税

### **(1) 付加価値割の廃止**

法人事業税における外形標準課税制度の課税標準は、資本割(各事業年度の資本等の金額)、所得割(各事業年度の所得(利益)及び清算所得)と付加価値割(各事業年度の報酬給与額、純支払利子、純支払賃借料、損益)とされている。応益課税として既に負担している法人住民税の均等割との二重課税となっているうえ、実質的な賃金課税であるこの制度は、多くの雇用を創出し地域振興の中核となっているチェーンストア業にとって、内需拡大の貢献度に比べて過重な負担となっている。

したがって、法人事業税における付加価値割については早急に廃止していただきたい。

## **3. 法人住民税**

### **(1) 均等割課税方式の是正**

法人住民税は、所得に関係なく資本金及び従業員数を基準に課税されるため業種間に不均衡が生じており、多くの雇用を創出し、内需拡大に貢献しているチェーンストア業には過重な状態にある。

また、現在の基準では、従業員数が50人までは41万円であるが、50人を超えると一挙に最高額が適用される場合には300万円にもなり、大きなアンバランスが生じている。

したがって、例えば現行の50人を境とする区分を100人までは10人単位とし、それ以上については50人単位とする等の細分化や、従業員1人当たりの均等割額を決めて算出する等、基準を合理的に見直していただきたい。

## **4. その他の税目**

### **(1) 固定資産税の見直し**

商業地等の固定資産税は、土地の価額が下落する場合にあっても税負担の軽減がない。税負担の適正化・均等化を図るため、負担水準の上限を70%から60%に引き下げていただきたい。

また、平成19年度税制改正において償却可能限度額及び残存価額が廃止されたが、固定資産税における償却資産については、依然として資産の取得価額の5%が下限として評価額が算出されており、租税負担は高いままとなっている。減価償却制度見直しの目的である投資促進を図る意味でも評価額の下限を廃止し、法人税法の減価償却の算出方法と合致させていただきたい。

### **(2) 住宅以外の家屋に係る不動産取得税の軽減税率適用**

平成20年3月31日までに取得した住宅以外の家屋(店舗・事務所)に係る不動産取得税は3.5%と軽減税率が適用されていたが、平成20年4月1日以降に取得した場合は4%の通

常税率となっている。事業活動の活性化のために改めて軽減税率を適用していただきたい。

## 【その他】

### 1. 手続きの簡素化等

#### (1) 納税事務の簡素化

納税事務が煩雑になっている例があり、簡素化の観点から国税の以下の事務について速やかに見直しを行っていただきたい。

一方、全国において広域的に事業活動を行っているチェーンストア業では、地方公共団体ごとの納税事務に多大な時間とコストを要している。以下の地方税の事務についても速やかに簡素化していただきたい。

##### 《国税》

- 消費税の申告期限の延長（法人税との統一）
- 申告期限に合わせた納税

##### 《地方税》

- 法人住民税の都道府県への一括納付または企業の本部所在地での一括納付
- 申告・納付に係る書式の統一
- 電子申告に関する自治体の受け入れ体制の整備

#### (2) マイナンバー制度の見直し

マイナンバー制度の開始に伴い、支払調書への記載等のためマイナンバー収集に伴う作業負担の増大やシステム構築の費用負担等が顕著である。特に地代家賃等の外部取引先からの収集に係る負担が大きく困難でもあるため、給与支払報告書等の社内で完結する書類にのみ記載を義務化する等対象範囲の見直しを検討していただきたい。

#### (3) e-Tax 利用控除制度の創設

e-Tax 利用に伴い行政側の事務手続きが省力されるため、e-Tax 利用に係る控除制度の創設、廃止された個人の電子証明書等特別控除の復活等に配慮していただきたい。

以上